

環境創出に関する行動計画書 (平成23年3月3日作成)

1 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注：法令が適用されない項目等に関しては、「－」を記入する。		法令に基づく規制基準	維持管理目標値	将来目標値	自主検査の頻度
大気汚染 (排出ガス)	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	地域区分許容限度値 (K 値) 17.5 以下 180ppm 以下 0.3g/Nm3 以下 －	10.0 以下 150ppm 以下 0.15g/Nm3 以下 －	8.0 以下 150ppm 以下 0.1g/Nm3 以下 －	2 回 / 年
水質汚濁 (排水水)	pH BOD SS COD ノルマルヘキサン 鉱油類 動植物油脂類	高山市下水道条例 5.0 ～ 9.0 600mg/L 以下 600mg/L 以下 － 5mg/L 以下 30mg/L 以下	5.8 ～ 8.6 400mg/L 以下 400mg/L 以下 － 3mg/L 以下 20mg/L 以下	5.8 ～ 8.6 400mg/L 以下 300mg/L 以下 － 3mg/L 以下 15mg/L 以下	12 回 / 年
ダイオキシン類 (焼却炉)		－	－	－	－
ダイオキシン類 (排水水)		－	－	－	－
騒音	騒音 昼間 朝・夕 夜間	(dB) 70 以下 65 以下 60 以下	65 以下 60 以下 60 以下	65 以下 60 以下 60 以下	2 回 / 年
振動	振動 昼間 夜間	(dB) 65 以下 60 以下	60 以下 55 以下	55 以下 50 以下	1 回 / 年
悪臭	－	－	－	－	－
産業廃棄物	プラスチック廃棄物、 医薬品廃棄物、感染性 廃棄物、脱水汚泥		平成18年実績を基 準として生産実績 に対比し 5 % の削 減	平成18年度実績を 基準として生産実 績に対比し10%の 削減	1 回 / 年
土壌検査	シ・クロロメタン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	1 回 / 年

2 具体策及び予防処置

一 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- (1) 大気汚染 設備の日常管理により大気の汚染を軽減する。
- (2) 水質汚濁 設備の日常管理により排水の汚染を軽減する。
- (3) 騒音 設備の日常管理により異常音の発生を防ぐ。
- (4) 振動 設備の日常管理により異常振動の発生を防ぐ。
- (5) 悪臭 適正な運用管理で拡散を防ぐ。
- (6) 産業廃棄物 分別管理及びリデュース、リユース、リサイクルを徹底し削減に努める。
また中間処理施設は管理により機能の維持に努める。

二 予防処置

- (1) 大気汚染 ボイラー燃料を低硫黄（ローサルファー）A重油として使用運用。
- (2) 水質汚濁 排水は全て下水道に投入しているが下水道への負荷低減のため
排水処理設備により処理した後、下水道に投入している。
また排水のCOD、pH、排水量を自動計測により常時監視している。

3 廃棄物対策

ゼロエミッション委員会活動を通じ、関連企業とも連携して廃棄物の削減を進める。また、ローコスト＝環境に優しい合理的な製品造りを目指す。医薬品廃棄物や感染性廃棄物は業者により焼却処分後、灰は溶融無害化再利用。

- (1) リデュース 纏め生産や生産効率の向上にて削減強化
- (2) リユース 資材原料メーカー、社内、製品発送などには折りたたみコンテナを使用しダンボールなどの削減強化
- (3) リサイクル 分別強化によるプラスチック類やダンボールの再資源化の実施

4 温室効果ガス排出抑制対策

(1) 緑化の推進

緑地の適性管理と花木の植栽剪定維持。

(2) エネルギー等使用量の削減

- 1) エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、原単位あたりのエネルギー使用量を前年度比1%削減する。
- 2) NaS（ナトリウム・硫黄）電池を利用した夜間蓄電による水力や原子力電力利用率のアップと昼間最大電力を削減し、化石燃料利用の低減を推進し、CO₂削減を図る。
- 3) 省エネ機器（高効率冷凍機、変圧器、モーター、HF・LED蛍光灯等の採用）の利用促進、既設機器の省エネ更新の対応。

(3) 発生する余熱等の活用

- 1) 空冷コンプレッサー、無停電電源（UPS）などの廃熱利用による暖房費用の削減。
- 2) 精製水製造から発生する中水の冷却塔やトイレなどの洗浄用水に再利用促進
- 3) 食堂での工場排水熱を利用した暖房

(4) 作業車両及び自動車の対策

工場内には電動自動搬送設備や自動ラック倉庫を張り巡らせ、CO₂の削減を推進。
その他の単体搬送も工場内は全車電動リフト。

5 グリーン購入に関する具体的な内容

- (1) コピー用紙など事務用品等については、環境に配慮した商品を使用する。
- (2) 使用する資材等については、極力有害性のないものとする。
- (3) 調達先の選定については、環境に配慮した企業を優先とする。

6 その他の環境創出に関する対策

- (1) 工場周辺、地域の清掃奉仕活動。
- (2) 工場団地入り口等での花壇管理。

環境創出に関する行動計画における変更内容の説明

平成17年3月28日に当該環境創出協定を岐阜県飛騨振興局、高山市、大洋薬品工業株式会社高山工場の3者で締結し、同日より、協定に基づいて維持管理目標値を目標に運用し現在に至っています。

初回更新後の3年間を経過する時期となり、更に3年間の延長と維持管理目標値、将来目標値を再設定するに当たり、現在までの管理数値状況を精査し更に同様に継続運用を図ることといたします。

また、下記ごとく項目の変更を行い、今後3年間の管理運用を図ります。

記

1. 「1 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等」の項目削除

- ・ 悪臭測定：アンモニア

(理由) 無菌化のために実施するホルマリン薫蒸後の残留ホルマリンの中和でアンモニアを使用していたが、平成19年10月に触媒処置に変更しアンモニアを使用しなくなった。平成20年まで検証のため測定したが、検出されなかったため、平成21年度以降測定していない。

- ・ 土壌検査：トリクロロエチレン

(理由) 熱媒体として使用していた当該凍結乾燥機を平成20年3月に廃棄処分した後、平成20年度まで検証のため測定したが、検出されなかったため、平成21年度以降測定していない。

2. 「4 温室効果ガスの排出抑制対策」の変更

- ・ 「(2) エネルギー等使用量の削減」のうち、「4) 冬期外気熱による直接冷水製造(フリークーリング)の継続」を削除

(理由) 工場負荷増大により高効率のインバータターボ冷凍機を導入した事に伴い、フリークーリングの冷水製造効率の悪さと能力規模が不足の点や、これに対応した冷却塔の水しぶきからの冬期氷柱除去作業に伴う作業者の厳寒な作業環境改善と安全管理の問題から中止とした。

- ・ 「(3) 発生する余熱等の活用」に 「3) 食堂での工場排水熱を利用した暖房」を追加

(理由) 生産での加熱や温水などの使用により工場の排水の温度が暖房に適す温度帯であるためこれを利用し、省エネを図ると共に、従業員の福祉に供する。